

平成23年度第3回
千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会
あんしんケアセンター等運営部会議事録

- 1 日時 平成23年10月25日(火) 午後7時～午後9時
- 2 場所 千葉中央コミュニティセンター8階会議室 千鳥・海鷗
- 3 出席者 (委員) 畔上加代子、瓜生澄江、大塚さち子、佐藤真生子、杉山明、高梨茂樹、
西尾孝司、広岡成子、藤澤里子、松崎泰子 (敬称略)
(委員13名うち10名出席)
(事務局) 高齢障害部長、高齢福祉課長、高齢施設課長、介護保険課長、ほか10名

4 議題

- (1) あんしんケアセンターの体制整備について
(2) その他

5 議事の概要

議事に先立ち、会議は公開であることを確認した。

- (1) あんしんケアセンターの体制整備について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
(2) その他

6 会議経過

司会	ただいまより平成23年度第3回千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。 それでは、初めに白井高齢障害部長よりご挨拶を申し上げます。
白井高齢障害部長	高齢障害部長の白井でございます。会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、委員の皆様方には、日頃より本市の保健福祉行政に多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。 さて、あんしんケアセンターにつきましては、平成18年度に各区に2か所ずつ、計12か所設置し、今年度で6年目となります。 センターの運営体制や業務、特に関係機関との連携や介護予防事業などにつきまして

白井高齢障害部長	<p>は、これまでの部会におきまして、皆様から多くのご意見をいただき改善に努めてきたところでございます。</p> <p>次期高齢者保健福祉推進計画では、第3期計画から引き続き取り組んでいる地域包括ケアを進める上から、その拠点であるあんしんケアセンターの役割を強化していくことが必要と考えております。そこで、本日は、改めて、センターの現状と課題を整理し、その上で、あんしんケアセンターの体制整備についてご検討いただければと思います。</p> <p>この後、議事次第に従いまして進めさせていただきたいと存じますが、委員の皆様には忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。</p>
司会	<p>本日まで出席の委員は総数10名でございます。</p> <p>千葉県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、過半数以上の出席がございますので会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本日の運営部会は公開の取扱いとなっておりますのでご承知おきください。</p> <p>議事につきましては、発言者を明記しての公表とさせていただきます。議事録を作成しましたら各委員さんに内容の確認をお願いし、確認後に公開となりますのでご承知おきください。それでは、松崎部会長様、よろしくお願いたします。</p>
松崎部会長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は「あんしんケアセンターの体制整備について」です。</p> <p>第5期の計画の中では、大変重要な役割を果たしていくべきあんしんケアセンターでございますので、これまでの6年間の成果と課題を皆様と議論していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>参考資料の「地域包括支援センターの設置運営について(通知)」と「千葉県社会福祉審議会運営要綱」に記されておりますように、このあんしんケアセンター等運営部会の所掌事務として担当圏域の設定の承認がございます。事務局(案)を提示・説明していただいた後、担当圏域について審議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>では、まずは「あんしんケアセンターの体制整備について」のうち(1)あんしんケアセンターの現状についてです。</p> <p>では、事務局より説明をお願いいたします。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>まずは、「1 あんしんケアセンターの体制整備について」です。</p> <p>市内12か所のあんしんケアセンターの体制整備についてご検討いただくにあたり、まずは、現状についてご説明させていただきます。</p> <p>「(1) あんしんケアセンターの現況について」ですが、本市では、社会福祉法人及び医療法人に委託し、各区2か所計12か所のセンターを設置運営しています。平成23年9月30日時点での各センターの担当圏域人口・高齢者人口・高齢化率をみますと高齢者人口が最も少ない圏域は、千寿苑の9,231人、逆にもっとも多い圏域は、シャローム若</p>

柴田高齢福祉課長

葉の26, 749人となっており、約3倍の差があります。

次に、これまでの運営体制や実績についてご説明いたします。

まず、「(ア) 職員体制」についてですが、包括三職種につきましては、開設当初の18年度は36人でしたが、その後、業務量の増加に伴い、20年度に6人増員、22年度に9人増員、計15人増員の51人体制となっております。

次に「(イ) 介護予防ケアマネジメント」ですが、昨年度までは、二次予防事業対象者そのものの数が少なく、それに伴い、事業参加者数も低迷しておりました。今年度より国が対象者の選出基準を緩和したことにより、今後は、二次予防事業対象者数及び参加者数ともに増加していく予定です。今年の9月末時点での対象者数は2,720人、参加者数は143人となっております。

「(ウ) 総合相談・支援」についてですが、18年度に設置してから、センターが徐々に地域に根付いてきたことや、高齢者数の増加に伴い、延相談件数が、18年は6,706件、22年は17,036件と、10,330件増加しております。

「(エ) 権利擁護」についてですが、相談件数は18年度227件、22年度695件と458件増加しております。この数字は、「虐待(疑いを含む)」「成年後見」に関する相談件数を計上したものです。

次に、「(オ) 包括的・継続的ケアマネジメント」ですが、これはいわゆる“ケアマネ支援”の部分です。各センターは個別に事例の相談にのっており、その件数は年々増加しております。また、センターが主催するケアマネを対象とした事例検討会や研修会を開催し、地域のケアマネとの信頼関係が徐々に構築されてきたと思われま。

次に、「(カ) 介護予防支援」ですが、こちらの業務は要支援1・2のケアプラン作成部分です。その作成件数のうちセンター自身が作成する直営分についてですが、18年度は2,278件で、22年は5,788件と3,510件増加しております。居宅介護支援事業所のケアマネは、8件までしか受託できないため、要支援プラン件数の伸びの大部分がセンター自身が作成するケアプラン件数に反映されてしまう状況が見られます。

次に「ウ センターに関わる情勢」ですが、まず「(ア) 本市の高齢者人口の見通し」ですが、高齢者人口は今後も増加を続け、高齢化率も増加し続けます。また、当面65～74歳の高齢者が75歳以上の高齢者を上回りますが、33年には逆転する見通しです。今後は、高齢者数自体は伸び続け、中の割合として、75歳以上の割合が増えていく見込みですので、業務量は今後も伸びていくと思われま。

「(エ) 改正介護保険法について」ですが、今回の改正のテーマは、“地域包括ケアシステムの推進”となっております。その地域包括ケアとは、「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」とされています。つまり、介護・医療・予防・生活支援・住まいが日常生活圏域でバランスよく機能するシステムとなります。この地域包括ケアシステムの中核的機関として機能するのが、あんしんケアセンターですが、このセンターの機能強化が市町村による主体的な取組の推進とし

柴田高齢福祉課長	<p>て明記されました。</p> <p>現在、本市においても、各センターは、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、その他関係者との連携に努め、ネットワークの構築を推進しているところですが、来年度は本市としても包括的支援業務の実施に係る方針を示し委託する予定です。</p>
松崎部会長	<p>事務局からあんしんケアセンターの現状について、説明をしていただきました。何かご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
畔上委員	<p>「(エ)権利擁護」についてです。虐待と成年後見の合計685件の内訳はわかりませんか。</p>
事務局	<p>685件の内訳ですが、虐待(疑いを含む)が447件、成年後見が238件となっております。</p>
松崎部会長	<p>ケアマネ支援の実績数は個別的支援のことですか、それとも担当圏域内のケアマネ全体に対する研修などによる支援のことですか。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>ここでの実績数は個別の支援、相談の件数です。</p> <p>あんしんケセンターの業務としては各エリア毎のケアマネ研修会等によるケアマネ支援は行っております。</p>
畔上委員	<p>職員体制についてです。法人内で異動があった場合は届け出をするのでしょうか？担当者がかわることで業務に支障がでるのではないのでしょうか。その点はどのようにお考えですか。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>届け出は必要です。職員の異動や退職により業務に支障がでることは避けなければなりません。職員の変更があってもそれまでに築いた地域や住民との関係性がきちんと保てるように委託している法人へ指導をしていきます。</p>
松崎部会長	<p>委託条件の中に何年間かは異動させないというような条件は決めてないのでしょうか。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>委託契約の中ではそこまで記載はしておりませんが、職員の異動により委託業務に支障がないよう留意していきます。</p>
松崎部会長	<p>では、(2)課題と対策についてです。事務局より説明をお願いいたします。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>次に「課題と対応策」についてご説明します。課題については主だったものを抜粋して説明いただき、対応策については後ほど説明させていただきます。</p>

柴田高齢福祉課長

まず、「運営体制」でございます。

- ① センターの担当高齢者人口が多く、センターにより差があります。職員の増員が必要ですが、事務所スペースや委託法人の抱える専門職員数の限界等がございます。
- ② 各センターの担当圏域が広く、交通が不便な所もあるため、高齢者が来所しづらいという現状があるため、出張相談等で対応してきましたが、業務の効率性を考えると、圏域の見直し等が必要でございます。
- ③ 職員の資質向上について、センター間の同じ職種同士のネットワークが構築されていないということがあります。

次に「介護予防ケアマネジメント」についてですが、二次予防事業対象者の把握につきまして、国が対象者の基準の緩和を行ったため、今後参加者が増加することに伴い、アセスメント業務も増加していきます。

次に「総合相談・支援」についてです。

- ①相談件数が大幅に伸びており、他の業務を圧迫するほど増加しております。
- ②地域包括ケアネットワークの構築がなかなか進まない状況がみられます。センター近隣の民生委員・自治会等の関係者とは連携が取れていますが、遠方になりますと連携が取りづらいということです。
- ③支援困難ケースの連携体制の強化についてですが、複雑なケースや、専門性が高いケースでは対応が困難となる場合が見受けられます。

「権利擁護」についてです。

- ①高齢者虐待への対応については、保健福祉センター等との連携が必要になってきます。
- ②高齢者虐待の早期発見・早期対応については、民生委員や自治体等と連携を図り、情報交換が必要であると考えております。

「包括的・継続的ケアマネジメント」についてです。

- ①ケアマネへの継続的な支援として、居宅のケアマネのネットワークが一部しかできていないという状況が見受けられます。

「介護予防支援」についてです。

- ①担当圏域が広く、母数となる高齢者人口が多いため、ケアプラン作成数の伸びが大きいという状況です。
- ②現在は委託先の確保が困難という状況もございます。

「その他」についてです。

- ①センターの周知につきましては、設置されて6年経ったわけですが、直接的な支援を受けていないセンターから遠方の地域での周知がまだ十分でない状況が見られ、

柴田高齢福祉課長	<p>その部分の対応が必要です。</p> <p>②財政上の制約があり、地域支援事業の総額は介護保険給付費の総額に対する制約があります。</p> <p>③地域包括ケアシステムの構築が進んでいないということです。</p> <p>④在宅介護支援センターの取り扱いとして、現在5センターがブランチで機能していますが、場所が偏在しているという問題がございます。</p> <p>続きましては、これらについての対応策です。どの項目につきましても、まずはセンターの増設と圏域の見直しをしなければならないということがございます。それ以外では、例えば運営体制での職員の資質向上においては、同職種を集める連絡会議の開催等で意見交換ができる場と同職種間のネットワークの構築が必要と考えておりますし、総合相談・支援や権利擁護では、保健福祉センター等とスムーズに連携が取れる体制づくりが必要と考えております。</p> <p>そして全体のまとめとして、“関係機関との連携体制の構築・強化や実施方法の工夫等を着実に実行するとともに、圏域の見直しやセンターの増設等の根本的な体制整備を行う必要がある”といたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
松崎部会長	<p>ただ今、課題と対応策について説明をしていただきました。これについて、何かご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
畔上委員	<p>虐待に対する対応について意見があります。通所の事業所では入浴の際に虐待を発見することが多いです。訪問入浴においても同じです。衣服を脱いだときに発見し、その後担当ケアマネに連絡がくるケースが見られます。継続支援においては、民生委員などに見守りを依頼するという事例もあります。ですから、虐待の対応においては、自治会や民生委員だけでなく事業所との連携も重要と思われれます。</p> <p>また、船橋市の場合は、虐待のネットワークが構築されていて、在宅の事業所のネットワーク組織が作られ、その委員会が年間3・4回開かれています。対応策の関係機関として事業所も大きな存在だと思えます。</p> <p>また、以前千葉市で設置されていた虐待防止検討委員会が今は開催されていませんが、現在どうなっていますか。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>ご意見のとおり、通所介護事業所などの関係機関との連携も重要であります。「保健福祉センター等と連携体制の強化を図る」の「等」には、様々な関係機関が含まれます。</p> <p>虐待防止の会議については、平成19年5月以降開かれていませんので、持ち帰って検討をいたします。</p> <p>実際の虐待の対応においては、保健福祉センターの高齢障害支援課や市高齢福祉課や市高齢施設課に連絡が入ることが多い状況です。施設虐待の場合は、事例ごとに施設に出向</p>

柴田高齢福祉課長	き対応しており、事務量としても増えております。在宅の場合は、家族等からの連絡はほとんど見込めないため、ご意見にもあったように事業所とも連携をとっていくことが必要だと考えております。
松崎部会長	発生後の対応だけでなく、虐待をさせないような風潮や環境を作っていかなければいけません。行政の取り組みについて地域に情報発信していかないと本来の意味での虐待は防げないと思います。きちんとネットワークを作り、どこが通報を受けてもきちんと対応できるようにしてかなければならないし、関係者の共通認識が必要です。
畔上委員	現在、千葉市において虐待対応の場合、ショートで預かってもらえる施設はありますか。
柴田高齢福祉課長	千葉市では和陽園において、一床確保してあります。
松崎部会長	虐待ケースへ緊急避難的に介入していく場合の対応はどこが行いますか。
柴田高齢福祉課長	あんしんケアセンターだけでは措置はできませんので措置対応が必要な場合は、まずは保健福祉センター高齢障害支援課が対応することになります。
杉山委員	総合相談と支援についての質問です。 「地域包括ケアネットワークの構築が進まない」とありますが何が原因でしょうか。あわせて順調に構築や連携が進んでいるという事例があればお聞かせください。
柴田高齢福祉課長	現在、区を2分する形で担当圏域をもっており、担当エリアが広いため全域のネットワークの構築までは進んでいない状況がみられます。そのため対応策として今回、圏域の見直しを提案させていただいております。小さい圏域であれば、事業所や民生委員などネットワークを構成する方々と顔見知りの関係ができやすくなると考えています。
事務局	積極的な連携に取り組んでいる事例についてひとつ紹介させていただきます。ネットワークづくりを目的とした地域ケア会議を開催しているあんしんケアセンターがあります。圏域内の一部の地区を対象に自治会、民生委員、警察、消防、地域のコンビニ、弁当屋、新聞配達の方や行政等が一堂に会し、顔がわかる関係をつくり、お互いに連携して高齢者の支援をいこうと取り組みを始めた事例です。 今後、他のセンターも小さな地区を手始めに、まずはネットワークづくりを意識した活動に取り組むよう指導していきたいと思っております。
松崎部会長	6年経ってもネットワークを作れないというのは、地域包括支援センターが自ら地域に出向いて地域の中での支えあいの体制をつくっていくという意識が足りない部分もあるのではないのでしょうか。

藤澤委員	<p>ネットワークづくりの難しさはこの職場でもあることです。誰かが強力にひっぱっていかないと難しいのが現状です。あんしんケアセンターは日々の業務に追われ、ネットワークづくりまでにエネルギーを注ぐ時間が持てないため、実施に向けてはリーダーシップを取る人が必要です。私の経験から、ネットワーク作りのために、年間に10回以上集まり、その結果ようやく本音で話し合いができ、初めて連絡を取り合う関係ができた事例があります。関係性ができあがればそれぞれの職種が専門性や自立性を発揮できると考えています。</p>
瓜生委員	<p>以前は民生委員自身で案件を抱え込むことが多かったのですが、あんしんケアセンターができたおかげで相談ができるようになりました。現在は、民生委員はあんしんケアセンターと繋がっている安心感があります。センターが増えれば、利用する高齢者にとっても便利であり、民生委員にとってもさらに相談しやすくネットワークも作りやすくなります。なるべく小さい単位で多くあった方がいいと思います。</p>
松崎部会長	<p>虐待の相談件数の中には民生委員からあがってくる相談も含まれているのでしょうか。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>虐待の相談事例で最初に民生委員さんが直接あんしんケアセンターに相談を持ちかけることは少ないようですが、継続支援において民生委員さんに見守りを依頼することは実際にあります。</p>
佐藤委員	<p>対応策として「連携」という言葉がよく出てきますが、現在、保健福祉センター・あんしんケアセンターさらに在宅介護支援センターそれぞれの役割が明確ではありません。具体的にどこが何をしているのかわかりにくいと思います。</p> <p>介護保険の改正により「地域の中で包括的なネットワークをつくる」という部分ですが、民生委員や自治会よりまずは従来の行政や専門機関がどのようにあんしんケアセンターと連携してきたのか、連携に課題があるとすれば、どういうところが連携ができており、どこが連携できていないのか、その部分が具体的に整理できると対応策がわかりやすいのではないのでしょうか。漠然と“保健福祉センター等との連携”とあるが、「連携」という言葉は魔法の言葉だと思います。既存の機関やサービスとあんしんケアセンターとが、どう連携してきたのか、できているところとできていないところは何か、そして今後は民生委員や自治会、ボランティアなどとどういう部分で連携をとっていきたいと考えているのかと一つ一つ具体的に考えて整理していかないと結局できないことになってしまうと感じました。</p> <p>私がおのように感じたのは、現在地域でボランティアを立ち上げているが、社会福祉協議会のとても熱心な職員が対応してくれとても連携が取りやすくなりました。その職員はとにかく地域に積極的に出向いてくれます。</p> <p>あんしんケアセンターが地域にどのくらいどのように出向きどこと誰とどう連携をしたらいいのかをきちんと整理するとよいのではないのでしょうか。</p>

高梨委員	<p>社会福祉協議会はどんどん地域に入っていく、地域の生活課題を解決するための企画提案型調整型社協を目指すという方針にしています。</p>
松崎委員	<p>このような問題点の整理をしていく過程を経て、あんしんケアセンターの体制整備としてセンターの増設を解決策としていくことが重要です。今日のような議論は、毎年度のあんしんケアセンターの運営の評価の時にも一つ一つ細かく議論をしていく必要があると思います。</p>
西尾委員	<p>総合相談・支援の支援困難ケースの方は、おそらく家族等が精神障害や発達障害を抱えている方であると思います。話をしても理解していただけない、同じ話の繰り返し、被害妄想的に受け止めたり支援を拒否する方もいます。保健福祉センターだけでなく、地域の精神保健を担っている機関や、精神科医や病院との連携もしていけないといけません。一般のソーシャルワークとしての枠組みだけではうまくいかないと思うので、そのような部分も取り入れていただきたいと思います。</p> <p>それから権利擁護の成年後見制度の利用促進についてですが、この部分には任意後見も含めていると考えてよいでしょうか。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>任意後見も含まれています。</p> <p>精神障害の方を担当する部署の一つとして、保健福祉センターの健康課に「こころと難病の相談係」があります。最近の事例では、精神的に不安定な女性を病院受診につなげるためにあんしんケアセンターと保健福祉センターの高齢障害支援課高齢支援係、健康課こころと難病の相談係と病院が協力して対応して受診・入院につなげました。</p> <p>今後もあんしんケアセンター・保健福祉センター・病院など関係機関との連携をとりながら支援困難ケースへの対応をしていきたいと思っています。</p>
藤澤委員	<p>圏域を見直し増設することは賛成ですが、数が増えればいいということではなく、どういう内容で運営されるのかということの方が重要です。今後ますます医療と密着してやっていなければいけません。認知症患者もますます増え、医療との連携をどうするのか、財源的にきちんと運営できる人的配置が可能なのか、どういう形で資質を守って運営を行っていくかということについてはどのようにお考えですか。</p>
柴田高齢福祉課	<p>センター1か所あたりに、保健師、社会福祉士、介護支援専門員の三職種が当然必要になります。今回は増設の数をお示しさせていただきました。次回はその運営の内容等について改めてこの部会の中で協議いただくこととなりますが、専門性を備えた人材を揃えるという前提でセンター数を増やしていくことを考えています。</p>
藤澤委員	<p>質と量のバランスを意識してお願いします。</p>

松崎委員	<p>質の問題や人材養成などについては、今後この部会の中で議論していきたいと思えます。</p> <p>次に「あんしんケアセンターの増設」について、事務局よりご説明していただきたいと思えます。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>最初に増設の考え方について、ご説明いたします。「ア 増設の考え方について」ですが、国が示している設置の目安は「中学校区程度」ということで、高齢者人口にすると、6,000人に1か所程度。現在の本市の高齢者人口で割ると、約32か所となっています。また、人口密度の高い都市圏では、センターの設置でなく、職員の増員でも対応を可とされています。</p> <p>次に地域支援事業の制度的上限等の財源的制約についてです。あんしんケアセンターの運営については、介護保険事業特別会計の地域支援事業内で行っております。そして、地域支援事業は「介護予防事業」「包括的支援事業・任意事業」の二つからなっています。あんしんケアセンターは包括的支援事業に含まれます。地域支援事業の上限額につきましては、介護保険の給付費が基準となっております。給付費の3%以内ということが決まっております。その中で、「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」それぞれが2%以内という条件があります。平成23年度は給付費の総額が約418億3500万円でした。地域支援事業はそのうちの2.3%に相当する約9億6千万円ございました。</p> <p>国・都道府県・市町村の負担以外にも介護保険料あります。そのために地域支援事業費が増加しますと、介護保険全体が増える仕組みでございます。</p> <p>また、本市の財政状況は非常に厳しく、そこも考慮しながら整備を考えていく必要があります。</p> <p>続きまして「イ 圏域設定の考え方」についてですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> a 現在の圏域（12圏域）をベースとして b 行政区を跨がない様にします c 地域の成り立ち、市街地のまとまり等の「地理的条件」及び人口、交通事情などを考慮し、 d 町丁や団地などの分割は極力行わない <p>このように設定しました。</p> <p>次に担当圏域について説明いたします。</p> <p>中央区</p> <p>中－1圏域は、増設センターが担当し、JR千葉駅北西部分の弁天・椿森や祐光を主な担当地域とする圏域となります。</p> <p>中－2圏域は、増設センターが担当し、京成線千葉中央駅を中心とし、中央・都町・新宿を主な担当地域とした圏域となります。</p> <p>中－3圏域は、あんしんケアセンターうらが担当し、千葉寺町・葛城・寒川町を主</p>

柴田高齢福祉課長

な担当地域とした圏域となっています。

中－4圏域は、増設センターが担当し、県道 20 号（いわゆる大網街道）を基軸とした、松ヶ丘町・川戸町を主な担当地域とする圏域となります。

中－5圏域は、あんしんケアセンターローゼンヴィラはま野が担当する圏域となりますが、この増設案の検討の前より、蘇我駅周辺に移転を検討しており、今回の増設に時期を合わせて移転予定しております。今井・蘇我・生実町を主な担当地域とした圏域となります。

花見川区

花－1圏域は、増設センターが担当し、こてはし台・横戸台を主な担当地域とする圏域となります。

花－2圏域は、晴山苑が担当し、花見川・作新台・長作台を主な担当地域とした圏域となります。

花－3圏域は、増設センターが担当し、JR 新検見川駅の北側の地区となり、さつきが丘・朝日ヶ丘・花園を主な担当地域とした圏域となります。

花－4圏域は、まくはりの郷が担当し、幕張町・検見川町が主な担当地域とする圏域となります。

稲毛区

稲－1圏域ですが、双樹苑が担当し、現在の担当圏域の園生町、あやめ台は距離的に近い、稲－2のみどりの家の圏域としました。山王町、長沼町、宮野木町を主な担当地域とする圏域になります。

稲－2圏域は、みどりの家が担当します。先ほどの説明のとおり、稲－1の双樹苑圏域より、園生町・あやめ台を編入し、稲毛区南側を横に走る JR の線路付近の地域を除きました。天台・千草台・園生町を主な担当地域とする圏域になります。

稲－3圏域ですが、増設センターが担当し、JR 稲毛駅の北側の小仲台・穴川・轟町を主な担当地域とする圏域になります。

稲－4圏域ですが、増設センターが担当し、JR 稲毛駅の南側の稲毛町、稲丘、黒砂を主な担当地域とする圏域になります。稲－3と稲－4の界は、基本的に JR 総武線の線路となっており、一部稲－3に飛び出しているところがございます。これは、黒砂台が3丁目だけ線路の北側に飛び出ている形になっているからでございます。

若葉区

若葉区の特徴として、シャローム若葉の圏域内に人口の約 78%が集中しているため、その人口を分散することを主眼に、現在の圏域ラインを含めて見直しを実施しました。

若－1圏域ですが、増設センターが担当し、JR 都賀駅の西側のみつわ台・都賀の台を主な担当地域とした圏域となります。

若－2圏域ですが、シャローム若葉が担当し、JR 都賀駅東側の都賀・若松町・桜木・

柴田高齢福祉課長

加曽利町を主な担当地域とした圏域となります。この圏域南の加曽利町は現在ちば美香園の担当ですが、地区の繋がりなどを考慮し、こちらに編入しました。

若一3圏域ですが、増設センターが担当し、千城台・小倉台・更科町・富田町を主な担当地域とした圏域となります。

若一4圏域ですが、ちば美香苑が担当し、大宮台・高根町・中野町を主な担当地域とする圏域となっております。

若一3と若一4は東西に大きく伸びていますが、この大部分は市街化調整区域となっております。センターからのアクセス性等を考慮し、圏域を設定しました。

緑区

緑区は、JR 外房線の駅が地区の左側から「鎌取駅」「誉田駅」「土気駅」とございますので、その各駅を中心として圏域を設定しました。

緑一1圏域は、増設センターが担当し、おゆみ野・鎌取町・古市場町が主な担当地域となる圏域となります。

緑一2圏域は、裕和園が担当し、JR 誉田駅を中心とし、誉田町・高田町・平川町を主な担当地域とする圏域となりますが、この圏域の右端にある平川町については、千葉市に編入される前（昭和30年2月より前）の旧誉田村であったことから、この圏域に編入しました。

緑一3圏域ですが、千寿苑が担当し、JR 土気駅を中心とし、あすみが丘・越智町・土気町を主な担当地域とする圏域となります。

緑区は人口及び高齢者人口が6区で一番低いため1か所の増設となります。

美浜区

美浜区の担当圏域の分け方ですが、基本的に、交通事情や人口等を考慮し、それぞれの現在の圏域を二分割しました。

美一1圏域ですが、増設センターが担当し、真砂・稲毛海岸5丁目を主な担当地域とする圏域となります。

美一2圏域ですが、セイワ美浜が担当し、磯辺・打瀬・幕張西を主な担当地域とする圏域となります。幕張西地区は、海浜幕張地区で分断され、離れている地区となりますが、現在と同じく、セイワ美浜が担当することとしました。またみはま苑が担当している高浜5、6丁目は、中学校の統廃合の関係で、平成24年度より磯辺地区の中学校区となることや、地理的にセイワ美浜に近いこと、磯辺地域と同じく戸建て住宅であることなどを考慮し、美一2圏域に編入しました。

美一3圏域ですが、みはま苑が担当し、JR 稲毛海岸を中心とし、高洲・高浜の5、6丁目を除いた部分が主な担当地域とする圏域となります。

美一4圏域ですが、増設センターが担当し、幸町・新港が担当し地域となる圏域となります。

柴田高齢福祉課長	<p>次に、「ウ 区別増設数（案）」についてですが、事務局（案）としましては、現在の各区2か所、計12か所から、増設後は、中央区は5か所、花見川・稲毛・若葉・美浜の4区は4か所に、緑区は3か所の計24か所のセンター数としました。</p> <p>「エ 既存センターの取扱いについて」ですが、事務局としましては、今運営している既存の12センターは、6年間の経過の中で地域の関係機関とのネットワークを構築してきており、地域の高齢者の相談窓口として認識されております。また、要支援1・2のケアプランの受け持ち件数も多く、センター増設に伴う業務引き継ぎにおいて、安定したケアマネジメント等を確保する必要があります。これらの観点より、既存のセンターにつきましては増設後も引き続き委託したいと考えております。次回の部会までには、各法人の継続する意向の有無について確認する予定です。</p> <p>続きまして「オ 増設関係スケジュール案」です。これは、あくまで現時点での（案）ですが、来年1月下旬には「第4回あんしんケアセンター等運営部会」を開催し、公募要項や選定委員会の内容等について固めていきたいと考えております。その際、既存センターへの継続委託の有無や在宅介護支援センターの取扱いについても検討していただきたいと考えております。その後、選定基準や選定のスケジュールを作成後、来年の2月頃には公募要項を公表し、公募開始を予定しております。そして、最終的には、引き継ぎ期間を経て来年10月には増設分の12か所のセンターが同時開所できるよう準備をしていく予定でございます。</p> <p>最後に「(4) センター担当圏域と日常生活圏域の関係」についてです。</p> <p>現在、本市におきましては、日常生活圏域はセンターの担当圏域と一致し“12”となっております。センター増設に伴う日常生活圏域の変更につきましては、事務局としましては、本日承認されました“24”の担当圏域を新しい日常生活圏域として11月1日に開催されます高齢者福祉・介護保険専門分科会において審議をしていただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
松崎部会長	<p>事務局から具体的な提案とご説明がありました。センターを12か所増やし、合計24か所とし、それに伴い生活圏域を設定し直しているという提案です。これにつきまして皆様ご質問やご意見はいかがでしょうか。</p>
広岡委員	<p>圏域のことではありませんが、あんしんケアセンターの名称と設置場所について意見があります。</p> <p>現在、千葉県内に120か所ほどの地域包括支援センターがあり、他の市町村のセンターの名称は、「地域包括支援センター〇〇南」や「地域包括支援センター〇〇北」などの名称が多い状況です。船橋、流山、市川、柏もそうです。千葉市の場合は、「あんしんケアセンター△△園」とか「あんしんケアセンター□□苑」です。千葉市から委託を受けて認知症の家族支援の交流会を開催しておりますが、その会にあんしんケアセンターの職員も出席し「あんしんケアセンター△△園から来ました」と自己紹介されると、家族はそれ</p>

<p>広岡委員</p>	<p>だけで構えてしまいます。あんしんケアセンターがその法人施設とは直接関わりはないといっても、法人名が出ているので家族にとっては気になるようです。他市の多くの地域包括支援センターの名称は地区名や北や南などを取り入れています。市民が利用しやすい名称について今後検討していただけるのであればお願いしたいと思います。</p> <p>また、あんしんケアセンターの設置場所についての意見です。認知症コールセンターの窓口において感じるのは、あんしんケアセンターがわかりにくく利便性がよくない場所にあるので相談先として紹介する際に場所を説明するのに苦労します。また、あんしんケアセンターのほとんどが施設の中にあるので外からもわかりにくく非常に不便です。相談者が気軽にドアを開けて入りやすいような造りが必要だと思います。</p> <p>千寿苑やちば美香苑などのように利便性が良く相談者からもわかりやすく入りやすい設置の形式に多くのセンターが改善できるのであれば、お願いしたいです。</p>
<p>畔上委員</p>	<p>広岡委員と全く同意見です。今あるセンターの多くは施設と併設の上、施設の入り口からさらに奥にセンタースペースがあるためわかりにくいとの苦情をよく聞きます。今後は、車いすの人でも初めての家族でも行きやすい立地に外から入りやすい構造で設置することを条件にしてほしいです。</p> <p>それから名称に「○○苑」「△△園」とつくのは、家族によっては相談しにくいと思います。「□□地区」などのような名称への変更について検討が必要なのではないでしょうか。法人名が出ない方が中立公正的なイメージにもなると思います。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>現在のあんしんケアセンターの設置状況では、場所もわかりにくく外から見ると千葉市が委託していると市民には理解できないということを受け止めていただきたいと思います。増設と同時に名称を含め設置条件について検討していただきたいというご意見です。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>では、圏域については、委員の皆様、ご了承いただけますでしょうか？</p>
<p>各委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>圏域については、了承していただきましたが、あんしんケアセンターについては、名称や場所、またわかりやすく相談しやすい設置など、やはり千葉市の意向がきちんと反映できる形の条件で募集していただきたいということでお願いいたします。公募条件等は次回のこの部会での検討事項になると思います。</p>
<p>西尾委員</p>	<p>既存センターは委託を継続するという話ですが、人員の配置についても現状を維持しながらやっていくという方向ですか？</p>
<p>柴田高齢福祉課長</p>	<p>現状は圏域も広く担当高齢者人口も多い状況での人員配置をしていますが、増設後は分割されるため、場合によっては職員が減ることはありえます。</p>

西尾委員	対象の高齢者人口が減るわけですから、論理的に考えれば職員配置人数が減ることはわかります。しかし、引き継ぎの業務と新規で開設されたところのサポート業務はかなりのフォローが必要です。つまり6年の経験をもっている組織が急に新人の組織の対応になるわけですから、住民から見ると以前の人にはできたが、今の人にはできないという話がきくと出てくると思います。そのサポートをどのようにするのか、既存のセンターがきちんとサポートするような形や、新規センターの研修を積極的に行い、きちんと活動ができるサポート体制を整えていただきたいです。報告書を見ると既存の12か所のセンターの中でも能力の差がみえます。それが24か所になるとさらに分散されると思うので、地域包括支援センター全体をサポートする組織や仕組みも考えないといけないのではないのでしょうか。
西尾委員	
松崎部会長	ただいまの西尾委員のご意見については、次回以降に、既存のセンターの取り扱いをどうするか、公募条件の内容について、新規のセンターにどのような指導をしていくか、センター業務の委託先法人の選定についてなどの中で当部会において引き続き審議していただきたいと考えておりますので、次回ご意見をいただきたいと思います。
松崎部会長	議題2の「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。
柴田高齢福祉課長	<p>本日はあんしんケアセンターの増設に伴う担当圏域についてご承認いただき、ありがとうございます。今後は増設のスケジュールについて、既存センターの取り扱い、公募要領の作成、選定委員会の設置等に向け進めていく予定でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次回の本部会は来年1月の開催を予定しております。</p>
白井高齢障害部長	<p>本日は様々なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>畔上委員からは、虐待の関係で、平成18年に虐待防止法ができ、そのときに虐待防止ネットワークの組織をつくりましたが、その後その活動が目に見えてないということでご意見をいただきました。それについては、再構築するなり、虐待の早期発見からどこにつながるかという、一刻も争う問題でありますので、今回もう一度見直しをし、十分機能するよう考えていきたいと思っております。</p> <p>佐藤委員からは、「連携」という言葉が“魔法の言葉”というお話の中で、色々な連携の仕方が見えないという意見がございました。あんしんケアセンターを増設していくにあたりそこは重要な部分でありますので、課題を整理し、センターの研修などに反映させていかなければいけません。事務局で業務の棲み分けや具体的にどこの部分でどう連携していくかを整理していきたいと思っております。</p> <p>西尾委員からは、特に精神保健福祉との連携のお話がありました。保健所の精神保健福祉室が今年から組織としてでき、保健福祉センターを含め連携を図っておりますが、外に見えにくいとか、不十分だという意見がございましたので、今後組織間の連携を図るための</p>

白井高齢障害部長	<p>方策を検討していきたいと思います。</p> <p>杉山委員からは、地域のネットワークが進まないというお話があり、確かにセンターによつての差もあります。よい方法として、自治会や民生委員さんの中のリーダーシップのとれる方を中心に、あんしんケアセンターがうまくコーディネートをしていくことがあげられます。増設後は、センターのテリトリーが今より狭くなるので、その中で自治会や社会福祉協議会の地区部会や民生委員さん等との連携を強化していく仕組みづくりを意識し、あんしんケアセンターがリードオフマンになりコーディネートしていくことが大事です。12か所の増設にあたっては、ネットワークづくりの強化につきましても十分に検討していきたいと思っております。本日は、ありがとうございました。</p>
松崎部会長	<p>これもちまして、第3回運営部会の議事は終了となります。</p>
司会	<p>以上もちまして平成23年度第3回運営部会を閉会とさせていただきます。</p>